大仙市に編入する区域
　横手市大森町板井田字中谷地三の一の一部、字三川尻一の一、三、四の一、六の一、八の一の一部、八の三の一部、八の五、九の一、一〇の一、一一の一部、一二、一五の一の一部、一六、一六の一、一八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字中谷地七七の一、七七の二、七八の一、七九の一、八〇の一、八〇の二、八一の一、八二の一、八三の一、八四の一、八五の一、一〇三の一、一〇四、一〇五に隣接する水路である公有地の全部、八六の一の地先の水路である公有地の全部

○文部科学省告示第四十四号

　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第二項の規定に基づき認証をした次の認証評価機関から、同条第五項の規定により、事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公示する。

　令和八年三月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

特定非営利活動法人職業教育評価機構

事務所の所在地の変更

変更前	東京都渋谷区代々木一丁目五十八番一号石山ビル六階
変更後	東京都中野区東中野四丁目十九番八号フォーカルビル2

○農林水産省告示第三百六十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県高知市土佐山高川字川奈路三三八の三、字菊渡瀬三五〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

　字川奈路三三八の三・字菊渡瀬三五〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町岡大内字大内五四〇三の二、五四〇四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県寒河江市大字幸生字岩井沢七〇九の四から七〇九の六まで、七〇九の九、七〇九の一〇、一五三九の七から一五三九の九まで、一五四一の四から一五四一の六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　用排水路用地とするため

○農林水産省告示第三百六十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府木津川市加茂町大野岩谷二二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び木津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区鞍馬本町六七四の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町上齋原字宮ケ谷二一五二の九三（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百六十九号

　種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

　なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年九月二十九日に消滅したものとみなされる。

　令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第31247号

2　登録年月日　令和７年９月29日

3　農林水産植物の種類

Plectranthus scutellarioides (L.) R. Br.

4　登録品種の名称　UJ08

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

株式会社エム・アンド・ビー・フローラ

山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―4